

別紙7 特記事項一覧表

特記事項一覧表

No.	種類	位置	最寄りの区画	備考
1	スギ人工林収穫試験地	3215 は林小班	区域7 (区画2) 3215 ろ林小班	・現地表示をスプレー塗料により行っている
2	ヒノキ人工林収穫試験地	3215 に林小班	区域7 (区画1・2) 3215 い・ろ林小班	・現地表示をスプレー塗料により行っている
3	若齢林分に接続	3002 は1 林小班	区域1 3002 は2 林小班	・採取する伐区が接続する場合は、令和11年度以降採取可
4	若齢林分に接続	3019 い林小班	区域3 3019 い林小班	・採取する伐区が接続する場合は、令和11年度から採取可
5	近接した私有地	3002 は2 林小班的北西側及び北東側に近接	区域1 3002 は2 林小班	・樹木採取区との間に保護樹帯を挟んだ林地
6	隣接した私有地	3070 い林小班的東側に隣接	区域6 3070 い林小班	・林地
7	隣接した私有地	3215 い林小班的北側に隣接	区域7 (区画1) 3215 い林小班	・林地
8	隣接した私有地	3216 い林小班的北側に隣接	区域7 (区画3) 3216 林小班	・林地

備考

- 1：本一覧表は、令和3年4月1日作成時点の情報によるものです。それぞれの具体的な位置及び範囲は、別紙4「公募時現況図面」を参照してください。
- 2：本一覧表は、以下に示すもののほか、樹木採取区内外の第三者の権利及び利用の状況、樹木の採取を開始するまでに一定の期間を要する場合等について示しています。
 - (ア) 樹木採取区の近接地における私有地や分収造林地など国以外に権利を有する者が存在する林地や立木
 - (イ) 樹木採取区における登山道、山菜採取を対象とした普通共用林野、簡易上水道水源など樹木の採取に当たって調整、配慮、第三者が行う事業を受忍することが必要となる権利等
 - (ウ) 樹木採取区内外の恒常的な国有林野の利用等。なお、事業を実施するに当たっての調整や第三者が行う事業の受忍の必要性が生じるものについては、当該事項が国有林野外に係るものであっても示しています。